

日本歯科新聞

2011年(平成23年)

2月 8日

〈発行所〉

日本歯科新聞社

〒101-0061

東京都千代田区三崎町2-20-4

電話03(3234)2475

FAX03(3234)2477

http://www.dentalnews.co.jp/

jdj@denalnews.co.jp

年間購読料18,900円(税・送料込)

郵便口座番号00120-5-130369

厚生労働省記者クラブ加盟社

労働者の歯科検診には、事業所としての実施義務がある事業者検診と、健康保険組合が組合員にサービスマンとして実施する検診。そして市町村が行うものなど、費用負担が異なる検診がある。どうも歯科医師会は事業者と健康保険組合を産業歯科として同一視している感じがぬぐえない。

読者もご承知だと思いが、法改正により産業医は労働衛生コンサルタントでなくてはならなくなった。

ある事業所から、私

が労働衛生コンサルタントや作業環境測定士の資格を有しているとして歯科検診を依頼してきた。しかし予算や対象となる労働者が少ないこのことで、産業医が検診を実施することになった。実績を挙げていること、歯科検診を義務化されている事業所が、義務を外されてしまうので

投稿

はないかと危惧される。

少し古い話なので正確には覚えていないが、当時日本歯科医師会のF公衆衛生担当業務の時、労働者の検診項目が追加改訂された時、労働省(現厚生労働省)に歯科検診をお願いしたいと申し入れをしたところ、労働省の役人からその理由を問われた。

労働者の歯科検診

鈴木俊夫 (名古屋市開業)

日本歯科医師会には、根拠となる資料がなく、探したところ、K県の労働衛生協会が長年実施している「休業疾病統計」の資料があった。その内容をみると歯科で会社を休む日数と、風邪で休む日数とそれほど差はなかった。しかし、全社員が1日休むと、500人の従業員がいる事業所

だとして500日休業することになり労働者1人が減少することになる。その資料をもとに、労働省にお願いしたが、あまりに基礎資料がなく、すでに時遅しとして組み込むことにはならなかった。

その中で、12月後半に、当時のA歯科医師会専務や、都学歯のO歯科医師と対策を検討し文部省(現文部科学省)関係者に相談したところ、自治省(現総務省)から100万円程度のモデル事業費用を補助するので、教員と同年代の人の歯科検診を実施し、その結果、教員の方が口腔内の状態が悪ければ、「教員の歯科検診を検討してもいい」との話になった。

しかし、ほぼ同じ時期に学校教員の検診項目が改訂されたのを、東京都学校医会会長がある会で報告した。

「いんですね」と一言。それ以来いまだに教員の歯科検診は入っていない。いつの時代でも組織のリーダーに先見性がほとんどみられないのはとても残念である。歯科関係団体の会長選挙は、医師会の方法がいいとは言わないが、一部の方による間接選挙は早く見直していただきたい。